

第8日

令和元年9月9日（月）

午前10時零分開議

○議長（堀尾俊浩君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、6日に引き続き一般質問を行います。

それでは、11番浅尾静二議員の質問を許可いたします。11番浅尾静二議員。

（11番浅尾静二君登壇）

○11番（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。11番浅尾でございます。本日は、残暑の厳しい中、議会傍聴においでくださいますと、まことにありがとうございます。

9月議会、いよいよ最後の一般質問になりました。きょう本日、私一人限りということで、ちょっと心細いんですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

おとといまで10人の同僚議員が一般質問をしました。その中で、やはり災害からの復興をどうするのかと。そして、人口減少からの地方創生にどう執行部は取り組んでいくのかという熱心な議論が展開されました。今回、初めて地方創生にまつわる、その新しいキーワード、関係人口というキーワードが飛び交うようにもなりました。やはりこの地方創生をいろいろ試行錯誤しながら、やっぱり取り組んでいこうという国の姿勢も見えますし、それに我々議会もどう取り組んでいくのかということで、私自身、4期目の今回議席をいただきましたので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

また、テレビ等できょう朝から報道されております台風15号が関東地方に直撃をいたしました。自然災害が本当に多発してきたなど。8月の27日には佐賀地方、特に、武雄、大町、佐賀地方と同じ九州北部として、またもや大きな豪雨災害、甚大な被害が出ました。心からお見舞いを申し上げさせていただきたいと思ひます。

この朝倉市も一昨年、豪雨災害、そして、昨年は西日本豪雨と立て続けに災害に見舞われておりますけれども、やはりこの特に朝倉市におきましては、全国からの大きな支援をいただき、そして、いろんな面でこの豪雨災害に対するノウハウも蓄積されたのではないかなというふうに考えております。

各団体におきましては、ボランティア活動にも行かれていますように聞いておりますし、朝倉市におきましても、この被災者、被災地の支援につきましても、もう取り組みも始まっているというふうに聞いております。

この朝倉市におきましては、特に被災者の支援であったり、災害ごみの処理の仕方のノウハウを随分蓄積されております。こういったノウハウを今からの全国の被災地に向けまして、しっかり積極的に情報を発信されて、役立てていただきたいと思いますし心からそういうふうに思っております。

あとは質問席より質問を続行させていただきます。よろしくお願いいたします。

(11番浅尾静二君降壇)

○議長（堀尾俊浩君） 11番。

○11番（浅尾静二君） まず、朝倉市指定管理者制度についての質問を始めさせていただきたいと思います。

今回、私の一般質問の朝倉市指定管理者制度についての質問の趣旨をまずは説明をしたいと思います。

平成15年の地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理について管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が創設されました。

目的は、公の施設の施設管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図ることです。

朝倉市も水の文化村、学童保育所など、指定管理者制度を導入した多くの施設があります。その中で本日一般質問をします健康福祉館「卑弥呼ロマンの湯」も平成20年度から指定管理者制度を導入いたしました。

当初から前指定管理会社が指定管理料ゼロ円で管理、運営し、経費の縮減、住民福祉の向上に寄与していただいたと思っております。

ところが昨年、大みそかの日に、卑弥呼ロマンの湯で機械が破損して休館となる事案が発生をいたしました。このことは、日ごろからこの施設の利用を楽しみにしていた市民、納税者である市民が施設を利用できないという不利益をこうむったわけです。前指定管理者と朝倉市は、裁判で争うことになっております。

6月議会、第61号議案の訴えの提起については、健康福祉館における指定管理者の管理上のかしによる破損した設備の修繕費用について損害賠償請求の訴えを提起するという議案につきましては、私も賛成し、当議会でも議決をしております。

本日の件は、ストレーナー破損事故の件そのものではなく、それ以前、平成30年度の前指定管理者に対する市の管理監督のものであり、その対応を検証することで、今後、朝倉市指定管理者制度が適切かつ円滑に運用するための一般質問であります。

まずは、昨年からの指定取り消しに至るまでの間の経過を報告をお願いしたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 昨年度、平成30年度から平成34年度までの健康福祉館の指定管理につきましては、平成31年3月31日をもって指定の取り消しを行っております。

理由といたしましては、1つは、平成30年12月31日に起きました源泉ストレーナーのふた破損事故に対しまして指定管理者が適切な措置を講じなかったこと。それから、2つ目は、同事故の報告書におきまして虚偽の報告を行ったこと。それから、3つ目といたしまして、市に提出した指定取り消し申出書を館内に掲示、設置し、利用客に配付するなどして基本協定に定める業務以外の行為を行ったことなどによるものでございます。

詳しく経過を申しますと、元指定管理者から平成30年10月に電気料、灯油代、水道代を全額市の負担にすることの協議の申し出がございました。これは、市の基本協定書の重大な変更になるため、負担することができない旨を申しまして、しかし、不可抗力と捉えられます灯油単価の高騰部分や平成30年度からの指定管理開始に当たり、施設の資産価値が増したと判断される消耗品や修繕費の一部について市が負担するというふうな回答をしたところでございましたけれども、しかし、元指定管理者は、これで納得されず、法的手続による解決を検討するというふうに通知があったところでございます。

そこで、先ほど申しました12月31日に事故が起こりまして、適切な処置を行わず、虚偽の報告を行った上、またさらに平成31年2月27日付で、元指定管理者代理人から平成31年3月31日をもって指定の取り消しを申し出る指定取り消し申出書が提出されまして、それを元指定管理者は、その申し出を複写いたしまして、館内に掲示、設置し、利用客に配付するなど、協定書に定めのない行為を営業時間中に行っておりましたので、こちらは指定管理の取り消しをしたところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 11番。

○11番（浅尾静二君） 今、報告があった内容は、主に平成30年の12月に議会に対して環境民生常任委員会で報告がっております。部長が説明が今ありましたように、前指定管理者が運営自体をどうするかという前段でそういうやりとりもあったようでございますし、まして電気代、灯油代、水道代などを市が負担するようにと、協定書の変更を要望があり、それにつきまして朝倉市がそれは協定書の形では載っていないからできませんということで、とか金額的な問題でできないという返事をしたときに、法的な手段に訴えられてきたと。また、ほかにもいろいろ問題があったようには聞いております。

平成30年度に入り、朝倉市と前指定管理者との間の、その信頼関係が、特に、平成30年度に入り、なかったように思われます。

事故があつてからのそういう不適切な行動があつたということでの取り消しの理由の一つにも上がっていましたが、その前段としても、その以前としても基本協定書にも信義誠実の原則というのがありますね。「指定者及び指定管理者は、互いに協力し、信義を重んじ及び対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない」とあります。このことにも大分以前から私は抵触していたと、触れていたというふうに、履行されていないというふうに捉えております。

もっと早い時期に、市が指定管理者への改善指導、勧告、業務の停止など早い段階で適切な対応ができなかったのでしょうか。これは結果論ではあります。結果論ではあります。が、今回、ストレーナーの破損事故が免れたのではないかと私は強く感じております。

この事故が起きる前に、いろんなやりとりがあつた中で、市は前指定管理者に対して、組織をもってどのような対応をされたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 健康福祉館の指定管理につきましては、平成20年度から同じ指定管理者で管理をしていただいていたところでございます。

毎年、年度の終了後には、業務報告書が提出されておまして、それで運営状況も確認いたしておりました。また、定期的に業務の実施状況や施設の管理状況の確認も行いながら適切に管理監督をやってきたところでございます。

特に、平成30年度につきましては、8月に指定管理者と業務確認や、及び計画の進捗状況の確認等の打ち合わせを行い、利用者増に向けた自主事業の進捗状況につきまして指導を行うと同時に、市担当からも提案を行い、集客に向けた協議を行いました。

また、日常的にも設備のふぐあいや利用者からの苦情等があった場合は、その都度、協議を行ってまいりました。また、毎年秋には、翌年度の予算要求について協議を行ってまいっております。

また、指定管理者主催で、各種団体や利用者の代表で構成されます業務改善委員会を開催いたしまして、館の運営についても報告し、協議を行ってきたところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 11番。

○11番（浅尾静二君） 今回の報告を聞いておりますと、前指定管理者の業務内容は、的確に行われたというふうに聞こえます。しかし、今回、このような事故が起こったわけです。改めて朝倉市健康福祉館条例や指定管理者制度の運用指針というものがあります。また、朝倉市健康福祉館の管理運営に関する基本協定書も調べさせていただきました。

先ほど言いましたように、確かに執行部の説明のとおり、前指定管理者の業務については問題がなかったのではないかというふうに私も思います。しかし、今回、いろいろ業務以外のところで朝倉市との信頼関係が一番壊れていたというところのさっき説明がありました。私もそのように特に思っております。そういった問題を見たときに、私は指定管理者制度の運用指針、または、朝倉市健康福祉館の基本協定書の見直しを私はするべきと思っております。

中でも2点の問題点があったと思います。1点目は、今回のようなケースで、改善指導、勧告を行ったときに、従わない場合は、指定管理者業務の停止、または取り消しの記載がない。この部分のことについては、私は改めるべきではないかというふうに思っております。

もう1点は、情報公開であります。朝倉市指定管理者制度運用指針には、情報公開の事項がありますが、基本協定書には、このことについては触れておりません。このことについても入れるべきじゃないでしょうか。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 先ほどより市の運用方針、それから、協定書、それぞれの個別、今回は健康福祉館のほうの基本協定書になりますが、その中で指針のほうについては、

情報公開の対象について、情報公開を整理していくに当たりましては、指針のほうでは、そういう公開をするような部分として記載があります。しかし、市の情報公開の条例につきましては、その実施機関の中に指定管理者の部分が入っておりませんので、その関係で先ほどから言います、もともと基本協定書の中に情報の公開の部分の明記するというところの分については怠っておりますし、今後は、条例の部分、情報公開条例の部分の手直しというものではなくて、それぞれの基本協定、各指定管理の中で締結をしています基本協定の中で、その部分を整理していこうというところで考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 11番。

○11番（浅尾静二君） 再度確認したいと思っておりますけど、協定書の見直し、先ほど言いました1点目、今回のようなケースの改善指導、勧告を行って相手が従わなかった場合については、指定管理者業務の停止または取り消しの記載がない、このことについては改めるという答弁だったんですかね。ちょっと今前のほうに気をとられたんですけれども、それについてもう一回確認したいと思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 今回の経験を踏まえまして、基本協定の指針や指定管理者と市で締結する協定書の内容を見直し、協定を継続しがたい事由が発生した場合の対処を明記する。もしくは、管理監督の方法、内容を見直すなどの対処をすることが必要と考えておりますので、こちらについては早急に対応してまいりたいと考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 11番。

○11番（浅尾静二君） あとは、その2点目の情報公開についてですね。

情報公開の意義といいますか、これについて総務部長はどういうふうにお考えですか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 指定管理者を情報公開条例の中では、実施機関という位置づけをしておりません。情報公開条例の位置づけとしましては、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、公平委員会、農業委員会と、そういうふうな中の組織を実施機関として位置づけをしております。

先ほど言いますように、指定管理者の分については、実施機関ということではございません。情報公開条例の中で努力義務化している自治体などがないというのも実は事実でございます。あくまでも施設の管理面における部分が対象のようであり、もっと踏み込んで経理状況などをつまびらかにさせる、もしくは、市民から請求があった場合に情報公開に応じさせることは可能な限り、全国の平成30年、これは4月1日現在ですけど、全国では7万6,000からの施設があって、自治体のほうもそういったふうで指定管理をしている。こういう状況を鑑みながら、今現在その部分については事例がほとんどというか、なく、難しいと考えているところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 11番。

○11番（浅尾静二君） 総務部長、私の質問の意味を余り解釈していないようですね。今の話は条例がどう書いてある、情報公開条例がどういうふうに書いてあるか、全国の事例がどうなっているかという説明でした。

情報公開制度の意義ですよ、意義。何のために情報公開制度があるのかということをお聞きしたいわけですね。それについてもう一回、答弁をお願いします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 情報公開の意義、目的としましては、開かれた市政の実現を図るとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正かつ透明な民主的な市政の発展に寄与することを意義、目的としております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 11番。

○11番（浅尾静二君） そういうこととっております。ホームページもそういうふうな内容で載っております。

今回、このことについて強く言っているのは、今回みたいな事案が発生したとき、本当に市が管理監督を適正に行っているかどうかであります。指定管理者の情報公開条例の適用を対象にすることが、そうであれば住民の監視の目が届くわけですね。もう市民の皆さんも行政に対する、やはり関心が強い方もたくさんおられます。そういう意味で指定管理者におかれましても、そういった情報公開を市民が市に対して求められたときには、市が指定管理者に対して、その情報公開の請求を行うと、開示を行うというふうな手順を行うほうが、今後の開かれた行政におきましては、私は大事な、必要なことではないかというふうに強く思っております。このことに対して再度答弁をお願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 今年4月1日現在に、朝倉市には22カ所の施設の指定管理がございまして。全ての指定管理者を情報公開条例の対象とするには、少しお時間をいただく必要がございまして。実際に、指定できるかどうかも含めて研究させていただきます。特に、指定管理者には、地域で担っております学童保育も含まれておりますので、そこあたりについては対応が少し難しいかと思っておりますが、このことを今回、議員のほうからお話がありました市民に対して開かれた、あるいは信頼、そこあたりを踏まえる中で、その分については研究をさせていただきたいというところで、今回、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 11番。

○11番（浅尾静二君） この情報公開につきましては、いろんな資料も私も読ませていただきましたけれども、やはりそういった指定管理者が、この情報を市民が見ることができますよと。そういうふうなことであれば、当たり前前に経営されたり、運営されているところであれば何ら問題はないと私は思っております。

やはり住民監視のもとに置かれるということが、やはり大事なことであって、そのことにつきまして、やはり私は必要であろうと思っておりますし、あるいは逆の場合、今回、このような事案が発生いたしましたけれども、本当に指定管理料の中で適正な運用ができているかどうかの判断についても、いろんなことにつきまして、それを市民が見ることによって、仮に指定管理料は、これでは運営が厳しいのではないかとか、そういったこともわかるわけでありまして、私はこういったことも今後は必要なことではないかというふうに強く感じておりますので、このことについて触れさせていただきました。

では、次に進みまして、今度は豪雨災害等に対する朝倉市は、いわゆる危機管理、そういった面での体制は既にでき上がっていると思っております。

今回の事案のように、相手があった中でのトラブルの発生などとか、いろんなことが今後リスクとして考えられるわけでありまして、このようなリスクにも備える全庁的な体制はとれているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 市の業務に伴うリスクについては、実にさまざまなものがあると考えます。

例を挙げますと、徴収料金の算定や財務処理に関するもの、コンピュータウイルス感染や個人情報の保護に関するもの、不適切な事務処理や法令遵守に関するもの、契約の不履行や委託業者トラブルなど、さまざまなリスクがあります。

これらのリスクについては、市内部の要因で起こることもありますが、外部要因に起因することもございます。原因の対応としましては、ケースによりまして、重大なものは即時に上司に報告し、市長、副市長に報告することが第一です。

その後、原因究明や影響の特定を行い、相手方に訂正なり謝罪が必要な場合は、早急に行います。公表の必要がある場合は、公表をいたしております。担当課で対応可能なケースは担当課及び部長で行いますが、対応に当たり、専門の知識や経験値が必要な場合は、専門知識や経験を持っている課や類似の業務を行っている課と情報を共有し、連携を行いながら対応しています。

事後対応が必要な場合は、関係課と連携を行いながら対応してまいります。以上のような部分の中で、スピード感をもって対応するという事の中で、これまで対応してきたこととございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 11番。

○11番（浅尾静二君） 従前よりそういった対応はされてあると思います。しかし、このような今回の事案に対しまして、組織的にすばやい行動ができたのかなというふうなことも感じております。もっとすばやい対応ができたり、全庁的な対応がもっとできたり、先ほど言いました条例の改正であったり、いろんなことが絡んで、やはり適切な対応をとるべきというふうに感じておりますけれども、私も2年間、監査委員を経験させていただきました。

ました。その中で、まだ聞きなれない言葉ですけど、内部統制ということが出てきております。イコール、リスク管理体制をどうするかというのが、一番の目的であると思いますが、そういう体制づくりにつきましては、今の市長をトップに、その組織をつくり上げていくものというふうに感じておりますけれども、要は、やはりこういったリスクに対する対応、それを予見するとか、そういうことが起きたときに、どうその所管が対応するかとか、それと情報をどういうふうに伝達していくかというふうなところが一番必要なことで、その体制づくりをどうしていくかが、今、全国の自治体の中でも議論をされていると。特に、人口減少社会を迎えて、いろいろなリスクの発生が今から考えられると。そういった中でのそういったいわゆる組織体制というものを確立をしなければならないというふうに私は思っております。

今回の事案を経験に、やはり市民に対しまして私は不利益をこうむった公の施設、これは市の施設です。市の施設を運営するのは、やはり管理監督は、やはり最終的には市の責任であります。ここは、市民が被害をこうむって、こういったことについて、この事故の発生により結果的に市民が不利益をこうむったわけですけども、こういったことがないように、今後のリスクに対する管理体制をぜひとももう一回、今回は、この事案を経験に見改めていただきたいというふうに思います。

この質問の最後に、市長のリスク管理に対する考え方、あるいは今回、卑弥呼の湯の健康福祉館が今後どういうふうにご利用しやすい、市民に喜ばれる施設につくり上げていくという市長のまた思いもお伺いしたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 市長。

○市長（林 裕二君） リスク管理につきましては、市の業務はさまざまな法令や要綱、業務マニュアルなど数多くのルールに基づいて業務を遂行しております。

組織や職員の権限、決裁ルール of 明確化など、基本的なリスク管理の考え方は存在はしております。しかしながら、今後起こり得るリスクを予見し、予防や抑制を図ることは非常に大切なことだと思います。リスク自体避けられるものは避けなければならないと。また、リスクによって市民からの信用を損なうようなことも防がなければならないと考えます。職員が日ごろそういう視点を持って仕事を行っていくことが必要であるというふうに考えます。この考えを職員に浸透させていきたいというふうに思います。

もう1点でございます。健康福祉館の今後の問題です。

健康福祉館の今後につきましては、施設の建物本体や設備類の機能的な点検を行うとともに、施設のあり方や指定管理のあり方、これには設備管理方式をどうするのか。あるいは、指定管理料等を含んだところでありまして、指定管理のあり方について検討を行い、指定管理者制度の目的であります民間の能力を活用しつつ、効果的、効率的な管理運営を行い、住民サービスの向上を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 11番。

○11番（浅尾静二君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

特に、健康福祉館は、今現在5月から直営方式で今市の職員が一生懸命頑張っていたいております。この卑弥呼の湯というのは、やはり朝倉市の財産です。甘木町の——甘木町ではないんですけれども、もともとそういった皆さんからの要望からスタートしたこの施設であります。本当にお湯もいい、市外からの多くのお客さんもおられますし、今いろいろ現場の中でも対応を苦慮しながら、今後の指定管理のあり方、この運営の仕方についていろいろ研究もされているようでございます。しっかり私どもは見守りながら、また再び卑弥呼の湯が皆さんに喜ばれる施設であるというふうなところで、私どももしっかり応援をさせていただきたいと思ひます。

それでは、次の質問に移りたいと思ひます。中心市街地活性化事業「新プラン21計画」についてでございます。

平成20年度から新プラン21計画はスタートして、平成24年度で第1期事業、平成25年度から今年度で第2期事業が終了をするというふうなところで今事業が進んでおります。まずは、事業の進捗状況をお願ひしたいと思ひます。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 新プラン21事業は、都市計画決定をされております甘木土地区画整理事業の代替事業として計画されたものでございます。

先ほど話がありましたように、1期5年、3期事業で進められて現在2期ということでございます。

中心市街地のまちづくりをできるだけ早く、スムーズに進めるという意味で、土地区画整理事業の代替事業として、これまで進めてまいりまして、現状として第2期事業が平成29年の豪雨災害で2年間延長されたということで、2期事業が平成25年から令和元年、本年度までとなったものでございます。

2期事業までに計画をしておりました事業については、残り四重町・八日町線1路線を残して全体的には進んでいるような状況でございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 11番。

○11番（浅尾静二君） 今年度が終了ということで、ある部分的にはまだまだ厳しい状況もあるというふうには伺っておりますけれども、順調に進んでいるというふうにご存じます。

今年度は、事業評価の年となっておりますけれども、今後この新プラン21事業は3期計画で当初計画をされておりました。この3期計画について、どのような方針を持っているのかをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 先ほど路線については、1路線ということでございますが、このプラン21計画が2期事業で全体の約8割が完了予定となっているところでござい

ます。そういった中で第3期に計画している事業というのが、残りが全て道路事業という状況でございます。

ただ、国の方針というのがございまして、道路整備は社会資本整備交付金の中の活力創出基盤事業で実施する。そういったことが言われています。いわゆる3期事業を実施することになりますと、朝倉市全体の道路事業、これまではまちづくり事業として行われてきましたが、一般的な道路工事の道路事業としてやっていきなさいと、行われていくというようなことになってまいります。

そういった中で、第2期事業を実施して1期事業のときにも行いました事後評価、そういったものを行っていくわけなんですけれども、議員質問の第3期事業については、今までのように5年間で進めていくということが現状では非常に厳しい状況になっていると、そのように判断をしております。

朝倉市全体の道路事業の中でやっていくとなりますと、さまざまな優先順位とか、そういったものについても朝倉市全体として考えていくということになってきますと、5年間という期間を定めて実施ができるのかということは今後検討していかなければいけないということです。

ただ、しかしながら、このプラン21計画、もともと地元組織がございまして、プラン21あまぎ協議会、そちらとの協議というものが大変重要だと考えております。今後につきましては、この協議会の中で十分な話し合いを行って、現状を理解していただき、今後の方針というものを今後検討を進めてまいりたい、そう考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 11番。

○11番（浅尾静二君） 部長の答弁を聞きまして、やはり道路事業ということで、朝倉市全域のことを考えると、なかなか厳しい状況になってきたというふうな見解と、答弁というふうに聞こえました。しかしながら、このことについては、地元との協議はありますよと。その中で答えは出していくというふうに、そういうふうなことです。

このプラン21事業は、今、部長が申しましたように、旧甘木町としては、昭和57年にさかのぼって甘木町で議論してきた甘木町区画整理事業を熱心に市と地元と協議を積み重ね、そして、平成10年に13.5ヘクタールの区画整理事業の計画を決定いたしました。甘木町にとっては重大な事業の計画決定であり、非常に地元も喜び期待もしておりました。

ところが、平成12年に新市長にかわりまして、市長政権交代がございまして、平成12年、下水道事業をやはりこの市街地にも先にやっぱり通していかなければ市街地の整備は進まないということで、下水道の事業が先に政策変更され、そして、それに5年間検討する期間を設け、それにかわる事業としてプラン21事業の計画ができました。

これだけ長い歴史を積み重ねて地元といたしましてもいろんな取り組みもしてきた中で、時代の経過とともに、やはり人口減少、当時はここまで人口減少を予想もしていなかったでしょうし、さまざまな原因があったにしろ、やはりこの今の現状は真摯に受けとめなけ

ればならないというふうに思っております。やはり一定の整理をしなければならない時期に来たのかなと思っております。

その中で懸案事項であった区画整理事業の区域をいわゆるどうするのかという議論は、これはもうはっきりしなければなりません。建築基準の規制がかかっております。いまだに計画決定をしておりますので、規制がかかっておるし、そして、そういう状況でございますから、やはり区域内の投資にも支障を来す状況がいまだに引き続いて残っておると。

そういう中でプラン21事業をどうするのかという議論と整合性をやっば合わせなければなりません。先送り、中断では、規制のかかった区域にもやはり解除をしなければならないと思っておりますけれど、解除をしたほうが私は賢明な選択と思っておりますけれども、このことについてはどういうふうに考えているのか、お願いしたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 平成10年に都市計画決定という形で区画整理事業の区域決定をしております。

先ほどお話がありましたように、現在、軽量鉄骨2階建てを超えるものとか、地下の建築物とかが規制をこの区画整理事業によってされております。ある意味では、まちづくりの進展にも影響を与えるものでございます。

支障がない状態ということで、今現状としては福岡県と協議を行って、この区画整理事業区域内の建築許可については、この新プラン21に影響がない範囲であれば、建築の許可をするという方針は出しながら、これまでこのプラン21事業を進めてきたわけではございます。

ただ、そう言いましても、現実的に建築制限がかかっているということについては、今後いろいろなまちづくりに対して影響があるものとも考えております。

新プラン21の第3期事業が残っているという現状はございますけれども、先ほどもお伝えしましたが、事業全体の8割が完了しているということを踏まえますと、今後区画整理の区画整理事業としての区域決定の廃止、こういったものについては必要であるという方向をもって福岡県と今後協議を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 11番。

○11番（浅尾静二君） いずれにいたしましても、やはりプラン21事業、今言われるまちづくり事業というのは、地域との協議が非常に重要でございます。地元協議に入る前には、市の方針をしっかりとつくってもらって、地元との協議に挑んでいただきたいと思っております。

それでは、次の質問です。新プラン21計画を含む市街地では、今後、この市庁舎の移転と甘木駅周辺整備、いわゆる322号線のクランク解消が市街地では向こう数十年の中では恐らく最後の大型事業になるのではないかと考えております。

市街地での人や車の流れ、土地の有効活用など大きく変わってまいります。この市庁舎の建設と、あるいは駅前整備の計画につきましては、これは事業実施が恐らくずれてくる

はずです。今まで進んできたまちづくり事業についても、より効果を出すために、今後、市は立地適正化計画を策定しているようにも聞いておりますけれども、やはり今後のまちづくりのビジョンが必要であります。市庁舎周辺整備あるいは甘木駅周辺整備に伴う今後のまちづくりのまず展望についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 庁舎移転並びに駅前周辺整備によって、今後、人や車の流れは変わると理解しております。また、先ほどありました立地適正化計画については、今年度を準備期間として令和4年度を目指して進めているところでございます。

立地適正化計画とは、人口の減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代の方たちにとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において、持続可能な都市経営を可能とすることを課題とし、医療、福祉施設、商業施設、住居などの立地と交通アクセスなどを都市全体の構造を見直す「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」という考え方に基づいてまちづくりを進めていくものとされていますので、今後、その動きを令和4年度までに進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 11番。

○11番（浅尾静二君） 立地適正化計画を令和4年までにつくり上げるという答弁でしたが、やはりこの計画が何たるかをやはり我々もよく理解をしなければならぬと思っております。

私は、やはりこの今までプラン21が進んでいき、この計画が今回、凍結あるいは廃止になるかもしれません。そうしたときに、今まで行ってきた事業投資を今からまたこれに対してどのように効果を上げていくかというふうに強く思っております。

いわゆる仏をつくって魂を入れていくのが、やはり今からの大事な時期ではございますし、そうした意味では、市街地市庁舎の建設と駅前周辺整備というのは、非常に重要な計画であります。

なお、一番重要なのは、やはり公共交通をどう捉えていくかというのが、やはり今からの人口減少社会におけるまちづくりの一番重要なポイントになっていくでしょう。甘木駅周辺整備を進めていくには、やはりこの立地適正化計画をつくり上げ、そして、国からの支援を求めていくというのがこの計画の目的でございます。しっかりこのことについては、市はしっかり考えて取り組んでいかなければならぬと思っております。

特に、公共交通、甘木鉄道、それから、西鉄電車、甘木幹線バス、これに絡み、やはり自動車交通で言えば、インターも兼ね備えている地域であります。これを立地適正化計画の中でどう今後プランをつくっていくかというのが、今からのこの朝倉市市街地、甘木町だけに限らず、この市街地にとっての大きな向こう数十年を左右するような重要な計画と思っております。この計画について、やはり事業者、市民のよく声を聞きながら計画を進めていっていただきたいと思っておりますけれども、このことについて考え方を再度聞き

たいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 計画の意義の役割の中には、7つの大きい柱がございます。先ほど議員のほうが述べられました公共交通の一体化、これも大事な柱の一つでございます。朝倉市全体を見渡したマスタープランという考え方もあります。いろんなこの立地適正化の計画に基づいて、今後の朝倉市全体の都市像というのを構築する必要がございますので、大型事業等もございましょうが、その旨については、関係機関、知恵を出しながら、いいものをつくっていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 11番。

○11番（浅尾静二君） 私どももよく勉強しながら、市と情報交換をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目の持続可能なまちづくり組織について質問させていただきます。

いわゆる先ほど言いました新プラン21の事業が8割方進みまして、今のような中央公園の整備であったり、いわゆる商店街のアーケードの撤去であったり、進んでまいりました。

やはりこの事業の目的といたしましても、商店街等での空き地の有効利用、空き店舗の有効であったり、あるいはフレアス甘木の活用、それから、甘木中央公園等でのにぎわいづくりが目標でありました。

商店街振興につきましては、飲食店の新規出店が数軒あったものの、厳しい状況は依然として変わりません。この活動を支えるのが、やはりまちづくり組織であります。先ほどプラン21計画を策定する時期でも、いろいろ地元協議会を立ち上げ等の中で、さまざまな部会をつくり上げ、いろいろ検討した経過があります。

時代が進んでまいりまして、もう二十数年前と経過すると商店街の減少であったり、中心部の人口減少であったり、今までのまちづくり組織が二十数年前と同じように活動できるかという、そういう状況でもなくなってきました。ここが、今からの持続可能なまちづくり活動をどうつくり上げていくかというのが、非常に難しい問題です。

組織的に言えば、コミュニティ協議会、地区コミュニティ協議会が中心となって、今からのまちづくり組織をやはりつくっていくというのが、今のコミュニティ協議会の組織図としてはなっておりますけれども、なかなかそういうふうによく転換をしていくかという、そういうふうにはなっておりません。

今からのこの人口減少社会の中で、この組織をどういうふう維持、そして、継続していくのか、住民側の大きな問題でもあります。やはりこのことについて、市の基本的な見解をちょっとまずはお伺ひしたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 全体的に甘木を中心とする前に、朝倉市全体、市内には231の区を設定しております。各区に区会長を選出いただき、さまざまな形で行政にかか

わっていただいております。

この各行政区の成り立ちというのは、歴史的な背景や地形などさまざまであります。また、区の中には、隣組長を置かれたり、区会長の選出方法や区費の額など運営についてもさまざまであり、まさに自治組織として運営されているものであります。

また、甘木地区は、山笠などの地域文化についても地域性があると思っております。そういう認識の中で、以前より市で区の一定の基準を設けてはとの問いに対して、先ほど申しましたように、難しいという答弁でいたしました。それぞれの自治組織として運営されている団体に対して、いろんな市のほうから関与していくべきではなく、区の統合や分割については、地域住民の声により進められるべきだと考えております。

ですから、持続可能なまちづくりということで、今後、朝倉市内には、少ない戸数の区もあります。そこあたりの分については、おのずからそれを所管しますコミュニティ協議会とも十分な協議を重ねていき、ただし、行政のほうが一方向的にそうしなさいということまでにはたどり着きませんもんですから、そこあたりは協議を重ねていくということで御理解をお願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 11番。

○11番（浅尾静二君） やはり今からは、この人口減少の社会に突入した中で、今後のいわゆる地域の活性化であったりや担っていく地元住民の問題が多々、やはり人口減少とともに出てきております。この問題については、なかなか難しい。解決の糸口というのはなかなか難しいんですけども、やはり行政側が、やはり私は地域課題、人口減少に伴うさまざまな甘木町に限らず、いろんなところで——農村部もちろんありましょ、地域課題を的確に把握をいたしまして、その課題解決に向けまして、その住民組織へのアドバイスなり、支援が今後はより必要になってくると思います。

朝倉市の発展のためには、市と協働のまちづくりが必ず必要です。指針もつくっておりますけれども、朝倉市はそういった指針もありますけれども、このことについて、今からの人口減少社会に対応する地元のつくり、これについてぜひいろいろな場面で協議を積み重ねていけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で11番浅尾静二議員の質問は終わりました。

以上で通告による一般質問は終わりました。

これにて一般質問は終了いたします。

暫時休憩いたします。11時10分に再開いたします。

午前11時零分休憩